

鳥取県議会告示第3号

鳥取県議会事務局組織規程（平成7年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

鳥取県議会議長 伊藤美都夫

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に、総務課、<u>調査課、議事・法務政策課</u>及び図書室を置く。</p> <p>(各課及び室の分掌事務)</p> <p>第3条 各課及び室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>総務課</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 広報委員会に関すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) <u>他の課及び室に属しない事務に関すること。</u></p> <p><u>調査課</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に、総務課、<u>議事調査課</u>及び図書室を置き、<u>議事調査課に内部組織として法務政策室を置く。</u></p> <p>(各課及び図書室の分掌事務)</p> <p>第3条 各課及び<u>図書室</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>総務課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) <u>議事調査課及び図書室に属しない事務に関すること。</u></p> <p><u>議事調査課</u></p> <p>(1) <u>本会議に関すること。</u></p> <p>(2) <u>議会運営委員会に関すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>議会改革推進会議に関すること。</u></p>

(4) 議案、請願、陳情その他会議に付する事件の調査研究に関すること。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

議事・法務政策課

(1) 本会議に関すること。

(2) 議会運営委員会に関すること。

(3) 議会改革推進会議に関すること。

(4) 政策調整会議に関すること。

(5) 世話人会に関すること。

(6) 議員の出欠に関すること。

(7) 議案、請願、陳情その他会議に付する文書の取扱いに関すること。

(8) 議事日程の調整に関すること。

(9) 発言通告書等の取扱いに関すること。

(10) 議会の議決した事件の報告、通知等に関すること。

(11) 会議録の作成、報告及び配布に関すること。

(12) 議決原本その他議事に関する文書の調製及び整理編集に関すること。

(13) 全国都道府県議会議長会及びブロック議長会に関すること。

(14) 議員提出議案の立案支援及び審査に関すること。

(15) 議会の情報公開に関すること。

(7) 世話人会に関すること。

(8) 議員の出欠に関すること。

(9) 議案、請願、陳情その他会議に付する文書の取扱い及び調査研究に関すること。

(10) 議事日程の調整に関すること。

(11) 発言通告書等の取扱いに関すること。

(12) 議会の議決した事件の報告、通知等に関すること。

(13) 会議録その他会議記録の作成、報告及び配布に関すること。

(14) 議決原本その他議事に関する文書の調製及び整理編集に関すること。

(15) 略

(16) 略

(17) 全国議長会及びブロック議長会に関すること。

(18) 略

(19) 議員提出議案の立案及び審査に関すること。

(20) 資料等刊行物の企画編さん及び発行に関すること。

(21) 略

(22) 議会の情報公開に関すること。

(23) 諸規程の制定又は改廃に関すること。

(24) 略

<p><u>(16) 諸規程の制定又は改廃に関すること。</u></p> <p>図書室 (1)～(3) 略</p> <p>(職制)</p> <p>第5条 事務局、各課及び<u>室</u>に、それぞれの長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 各課及び<u>室</u>に、必要に応じ次に掲げる職を置くことができる。</p> <p>課長補佐、<u>係長</u>、主事、衛視、自動車整備士、運転士及び現業主事</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>各課又は室</u>の長は、上司の命を受け、課務又は室務をつかさどる。</p> <p>4 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> <u>係長</u>は、上司の命を受け、特定の課務に従事する。</p> <p><u>7</u> 略</p>	<p>図書室 (1)～(3) 略</p> <p>(職制)</p> <p>第5条 事務局、各課及び<u>図書室並びに法務政策室</u>に、それぞれの長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 各課及び<u>図書室</u>に、必要に応じ次に掲げる職を置くことができる。</p> <p>課長補佐、<u>主幹、副主幹</u>、主事、衛視、自動車整備士、運転士及び現業主事</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>課又は図書室</u>の長は、上司の命を受け、課務又は室務をつかさどる。</p> <p>4 略</p> <p><u>5</u> <u>課の内部組織である室の長は、上司の命を受け、その内部組織に属する事務を処理する。</u></p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> <u>主幹及び副主幹</u>は、上司の命を受け、特定の課務に従事する。</p> <p><u>8</u> 略</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。